

石川県警察情報管理業務監査実施要領

1 目的

この要領は、石川県警察情報管理システム運用管理要綱（平成14年5月9日付け情甲達第3号。以下「要綱」という。）第8の規定に基づき、システム総括責任者が実施する情報管理業務監査（2において「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 監査の種類

監査の種類は、通常監査及び特別監査とする。

3 通常監査

(1) 通常監査の実施

システム総括責任者は、対象業務に関係のある所属に対し、それぞれおおむね2年に一度、石川県警察情報管理システム及び警察情報管理システム（以下「石川情管システム等」という。）による処理に係る情報の取扱状況全般について、通常監査を実施するものとする。

(2) 通常監査の実施計画

ア システム責任者は、年度ごとに、当該年度における通常監査の実施計画を定め、システム総括責任者の承認を得るものとする。

イ 通常監査の実施計画には、対象となる所属、監査項目及び実施要領を含むものとする。

(3) 情報管理業務監査実施責任者等の指名

ア システム責任者は、通常監査の対象となる石川情管システム等に係る情報の取扱状況に関する実地調査（以下「実地調査」という。）を行うため、情報管理課の課長補佐以上の職にある職員の中から情報管理業務監査実施責任者を指名するものとする。

イ システム責任者は、情報管理業務監査実施責任者を補佐する職員を情報管理課又は関係所属の中から指名することができる。

(4) 情報管理業務監査実施責任者の権限

情報管理業務監査実施責任者は、実地調査を実施するため必要と認められるときは、通常監査の対象となる所属の職員に対し、説明、資料の提出若しくは指定する日時及び場所に出頭することを求め、又は当該所属の施設に立ち入ることができる。

(5) システム責任者への報告

実地調査を終了したときは、情報管理業務監査実施責任者は、意見を付してその結果を速やかにシステム責任者に文書で報告しなければならない。

(6) 改善を求める事項等の通知

システム責任者は、実地調査の結果に基づき、改善を求める事項その他必要と認め

る事項を当該通常監査の対象となった所属長に通知するものとする。

(7) 所属長の執るべき措置

(6)の通知を受けた所属長は、当該通知の内容を踏まえ、速やかに必要な措置を執り、その結果をシステム責任者に報告しなければならない。

(8) システム総括責任者への報告

システム責任者は、実地調査の結果及び(6)の規定により所属長に通知した事項並びに(7)の規定により所属長が執った措置について、システム総括責任者に報告するものとする。

4 特別監査

(1) 特別監査の実施

システム責任者は、特に必要があると認める場合には、特別監査の対象となる所属、監査項目及び実施要領を定め、システム総括責任者の承認を得て特別監査を実施するものとする。

(2) 通常監査に関する規定の準用

3(3)から3(8)までの規定は、特別監査について準用する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。